

ジェット口跡地活用事業
基本協定書（案）

令和●年●月●日

《目 次》

第1条	（事業契約の締結）	1
第2条	（流山市及び事業者グループの義務）	1
第3条	（事業者グループの業務分担）	1
第4条	（事業契約の締結に向けた協議）	2
第5条	（準備行為）	2
第6条	（事業契約の締結に至らなかった場合の取扱い）	2
第7条	（本協定上の権利義務の譲渡禁止）	2
第8条	（秘密保持）	2
第9条	（資格要件等）	3
第10条	（本協定の変更）	3
第11条	（本協定の有効期間）	3
第12条	（準拠法及び裁判管轄）	3
第13条	（規定外事項）	3

ジェットロ跡地活用事業 基本協定書（案）

ジェットロ跡地活用事業（以下「本事業」という。）に関して、流山市と●●●、●●●及び●●●（以下、各社を「構成事業者」といい、総称して「事業者グループ」と称し、●●●を「代表事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本事業は、流山市が令和7年7月10日に公表した「ジェットロ跡地活用事業募集要項」、「ジェットロ跡地活用事業設計、建設に関する業務要求水準書」、「ジェットロ跡地活用事業維持管理に関する業務要求水準書」、「ジェットロ跡地活用事業審査基準書」、様式集及びそれらの添付資料並びにこれらに関する質問回答書（その後の変更を含む。）（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）に基づき、公民連携による施設整備や管理運営を行うことにより、『「ここに居たい、ここに来たい」と感じられる場づくりを。』を実現し、江戸川台駅東口周辺地区の再編を行うものである。

本協定は、流山市が事業者グループを優先交渉権者として決定したことに基づき、流山市及び代表事業者が締結する事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けた双方の協力について定めることを目的とする。

（事業契約の締結）

第1条 本募集要項等に基づき事業者グループが流山市に提出した提案書、これに付随する書類のすべて（以下「提案書等」という。）の内容に基づき、流山市及び代表事業者は、募集要項等及び募集要項等とあわせて提示する「ジェットロ跡地活用事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）において流山市が提示した条件に従って、令和8年2月を目途として事業契約を締結する。

（流山市及び事業者グループの義務）

- 第2条 流山市及び事業者グループは、事業契約の締結に向けて、相互に誠実に対応する。
- 2 流山市は、事業者グループの優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書等の内容に沿った事業契約となるよう努力するものとする。
 - 3 事業者グループは事業契約の締結に向けた協議において、本事業の事業者選定委員会及び流山市の要望を尊重する。
 - 4 流山市及び事業者グループは、本事業に係る関係機関等との協議調整や必要な手続きにおいて、相互に協力する。

（事業者グループの業務分担）

第3条 事業者グループの本事業における業務の役割分担は別紙（1）のとおりとする。

(事業契約の締結に向けた協議)

第4条 流山市及び事業者グループは、事業契約の締結に向けて、適宜協議する。

2 事業者グループは、事業契約書(案)の内容について疑義が生じた場合、書面にて流山市に内容の確認を求めることができる。

3 流山市は、前項の規定により事業者グループから確認を求められた場合、書面にて回答する。

(準備行為)

第5条 事業契約の締結前であっても、事業者グループは自己の費用と責任において本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(本事業の実施に必要な設計、各種調査、各種申請及びこれらに伴う流山市との協議を含む。)を行えるものとし、流山市は必要かつ可能な範囲内でこれらの準備行為に協力する。

(事業契約の締結に至らなかった場合の取扱い)

第6条 事由の如何を問わず、流山市及び事業者グループの間で事業契約の締結に至らなかった場合、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないこととする。

(本協定上の権利義務の譲渡禁止)

第7条 事業者グループは、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

(秘密保持)

第8条 流山市及び事業者グループは、本事業の実施(第5条に定める準備行為を含む。)に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこととする。ただし、法令により開示が要請された場合、流山市又は事業者グループとの契約に基づき弁護士その他本事業に関わるアドバイザー等に守秘義務を課して開示する場合、又は流山市が流山市情報公開条例(平成13年条例第32号。その後の改正を含む。)及びこれに関連する法令等に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は、合理的に可能な範囲内で相手方にその旨を事前に通知するよう努めるものとし、情報を開示した後においては速やかに相手方にその旨を報告しなければならない。

3 本条の効力は、本協定の有効期間終了後においても存続する。

4 事業者グループは、本事業の業務を委託し、又は請け負わせる第三者に対し、当該第三者との契約において、本条と同様の守秘義務を負わせ、また当該第三者が再委託又は下請を行う場合には、当該第三者と当該再委託先、又は下請先との間で本条と同様の守秘義務を規定させなければならない。

(資格要件等)

第9条 募集要項等に記載された資格要件及び構成員の制限等について、本協定締結以降に事業者グループが不適合となった場合にあっては、流山市は本協定を破棄することができる。

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、流山市及び事業者グループの書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、第8条を除き事業契約締結日又は事業契約締結に至る可能性がないと流山市が判断し、代表事業者に通知し、かつ事業者グループがこれを承諾した旨を回答した日のいずれか早い日までとする。ただし、流山市及び事業者グループが合意した場合は有効期間を延長できるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、流山市の所在地を管轄する裁判所とする。

(規定外事項)

第13条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて流山市及び事業者グループが協議して定める。

(以下本頁余白)

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、流山市及び事業者グループはそれぞれ記名押印の上、流山市及び代表事業者が各1通を保有する。

令和●年●月●日

流山市：千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市

流山市長 井崎 義治

【事業者グループ】

(代表事業者)

【所在地】

【商号】

【代表者役職 氏名】

(構成事業者)

【所在地】

【商号】

【代表者役職 氏名】

(構成事業者)

【所在地】

【商号】

【代表者役職 氏名】

(構成事業者)

【所在地】

【商号】

【代表者役職 氏名】

別紙（１） 業務の役割分担

1. 本事業において、事業者グループが実施する業務の役割分担について

各々の役割分担は以下のとおりとする。

事業者グループ	担当業務内容
【代表事業者】 ●●●	●●●。
【構成事業者】 ●●●	●●●。
【構成事業者】 ●●●	●●●。
【構成事業者】 ●●●	●●●。